

令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 効果検証

No	交付対象事業の名称	所管課	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数・単価等） ④事業の対象（交付対象者・対象施設等）	事業始期	事業終期	A				事業の効果
						総事業費	B 国庫補助額	C コロナ交付金 充当額	D その他	
合 計						66,822,681	0	56,457,000	10,365,681	
1	下風呂温泉引き湯使用料 減免事業	企画政策課	①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、下風呂温泉における誘客数の減少が顕著となっている状況にあり、事業継続に支障を来している温泉引き湯事業者を支援するため、温泉引き湯使用を免除するものである。 ②温泉引き湯事業者の引き湯使用料 ③事業者数8件×124,750円（平均）＝998,000円 ④温泉利用事業者	R3.4.1	R4.3.31	998,000		885,000	113,000	温泉引き湯使用料を免除することにより、宿泊事業者の経済活動を支援することができた。
2	コロナ情報伝達共聴施設 修繕事業	企画政策課	①本村はテレビ視聴難視聴地域となっており、以前から青森県内のテレビ放送が受診できず、村でテレビ共同受信施設を設置して村内全域にテレビ放送を再送信している。現施設は設置後11年が経過し、塩害等による腐食が著しく、いつ停波しても不思議ではない状況である。村民においては、青森県の情報テレビ放送を通じて得ていることから、村民にコロナウイルス感染症の情報を確実に伝えるために、完全に停波する前に機器の更新が必要不可欠となっている。 ②下風呂サブセンター内器機改修費 ③器機更新費用一式 22,000,000円 ④テレビ共聴施設（全村民）	R3.7.28	R4.3.25	21,340,000		21,340,000		器機改修することにより、村民に確実に新型コロナウイルス感染症の情報を伝達することができた。
3	村民支援商品券配布事業	企画政策課	①新型コロナウイルス感染症拡大により、疲弊した消費を回復させるため、全村民を対象に1人あたり5,000円分の商品券を配布し、村内における消費需要の喚起を行い、村内消費の回復を図り、地域経済の再生を図る。 ②商品券の印刷費、郵送料、補助金 ③事務費500,000円、補助金9,500,000円 ④全村民	R3.12.9	R4.3.28	9,403,661		9,000,000	403,661	商品券を発行することにより、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で厳しい状況にある地域経済の活性化に寄与することができた。
4						0				

5	水道基本料金免除事業	産業建設課	<p>①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入減や不測の支出など生活及び事業継続に支障を来している方を支援するため、水道基本料金を免除するものとする。</p> <p>②水道利用者（公共施設等を除く。）の基本料金。</p> <p>③昨年度実績から算出 一般家屋813件×1,000円+消費税=894,300円 業務用家屋65件×1,500円+消費税=107,250円</p> <p>④水道利用者（公共施設等を除く。）</p>	R3.4.1	R4.3.31	18,896,889		16,813,000	2,083,889	水道基本料金を免除することにより、村民の生活や経済活動を支援することができました。
6	風間浦村地域内経済回復事業補助金	産業建設課	<p>①新型コロナウイルス感染症の影響により低迷した地域経済の回復のため、商品券発行事業を実施し、地域内消費需要の創出に努める。</p> <p>②2割のプレミアム・商品券発行に係る事務経費</p> <p>③風間浦村商工会への間接補助金6,000,000円</p> <p>④風間浦村商工会</p>	R3.7.19	R4.7.19	6,000,000		5,400,000	600,000	商品券を発行することにより、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で厳しい状況にある地域経済の活性化に寄与することができた。
7	風間浦村地域内経済回復事業補助金	産業建設課	<p>①新型コロナウイルス感染症の影響により低迷した地域経済の回復のため、商品券発行事業を実施し、地域内消費需要の創出に努める。</p> <p>②2割のプレミアム・商品券発行に係る事務経費</p> <p>③風間浦村商工会への間接補助金6,000,000円</p> <p>④風間浦村商工会</p>	R3.8.6	R4.8.6	6,000,000		446,000	5,554,000	商品券を発行することにより、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で厳しい状況にある地域経済の活性化に寄与することができた。
8	風間浦村小規模事業者事業継続給付金	産業建設課	<p>①新型コロナウイルス感染症の影響を受けている小規模事業者等へ事業継続給付金を支給する。</p> <p>②給付金支給</p> <p>③基準月の総事業収入 10万円未満（50,000円） 10万円以上50万円未満（100,000円） 50万円以上100万円未満（200,000円） 100万円以上200万円未満（300,000円） 200万円以上（400,000円）</p> <p>④小規模事業者等</p>	R3.11.18	R4.2.8	4,184,131		2,573,000	1,611,131	業況が悪化した小規模事業者への支援金を交付することで、事業継続の活性化に寄与した。